

三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

本業務は、三重県電子申請・届出システム（e-TUMO APPLY 契約相手方：（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西）を利用する申請者が手数料の納付を伴う手続を申請する際に、クレジットカードによりオンラインで手数料を支払うことができるよう、収納環境を整備し、県民の公金納付の利便性の向上を図ることを目的とします。

なお、実務は、三重県電子申請・届出システムでの手数料の支払い画面において、申請者が電子納付を選択することにより開始する業務です。

また、三重県は、本業務の受託者を地方自治法第231条の2の2の規定に基づく指定納付受託者として指定します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務

(2) 委託期間

委託期間は、契約日から令和9年3月31日までとします。

実務期間は、令和6年1月15日から令和9年3月31日までとします。

準備期間は、実務開始までの約6ヶ月間（令和5年12月28日まで）とします。

(3) 委託業務の内容

別紙「三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託に関する仕様書」のとおり。

3 契約上限額

総額：13,439,682円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度：438,887円

令和6年度：3,652,086円

令和7年度：4,353,074円

令和8年度：4,995,635円

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 本件企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに

対処できる者であること。

- (7) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は、当該共同事業体の構成員が、上記参加資格の条件を全て満たすこととする。

5 企画提案コンペの実施方法

本件企画提案コンペに参加を希望される者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務 企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査、プレゼンテーション審査を行い、最優秀提案を選定するものとします。

(1) 提出期限

- ①「(4) ①及び②」：令和5年6月6日（火）12時まで（必着）
- ②「(4) ③～⑦」：令和5年6月23日（金）12時まで（必着）

三重県は上記5（1）①の書類をもとに参加資格確認を行い、その結果を、令和5年6月20日（火）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 出納局 出納総務課 出納・資金班（三重県庁1階）

(3) 提出方法

上記提出先に持参、郵便又は民間事業者の信書便による提出に限ります。

なお、持参、郵便又は民間事業者の信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「11 連絡先」あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

(4) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- ①三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類・・・・・・・・・・1部
必要な場合は、委任状（第4号様式）1部を提出してください。

- ②共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）・・・・・・・・1部

共同事業体、複数社からなる組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

決算書については、代表者の直近の決算書を添付してください。

- ③契約実績証明書（第3号様式）・・・・・・・・・・6部（正本1部、写し5部）

過去3年間に、本件契約と類似の契約を締結し、本件契約を履行した実績の有無

を示す証明書がある場合に提出してください。

④見積書（任意様式）・・・・・・・・・・ 6部（正本1部、写し5部）

別添の見積内訳書（例）に準じて記載するものとし、見積内訳書（例）に記載する「件数（1か月分）」、「クレジットカード収入金額（円）（1か月分）」に単価及び月数を乗じて計算してください。加えて、積算に用いる単価は明記してください。

また、令和6年1月15日以降の導入費用、月額利用料金（固定料金）、取扱い1件当たりの取扱手数料（従量料金）及び収納金額などに応じたクレジットカード利用料金を明記してください。（消費税抜き金額で記載してください。）

⑤実施体制等（任意様式）・・・・・・・・・・ 6部（正本1部、写し5部）

委託業務に係る実施体制等の資料を添付してください。

財務諸表（直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）の写しを添付してください。

情報セキュリティ及び個人情報保護のマニュアル、又は、それぞれの実施体制に関する資料を添付してください。

提案者の活動概要の資料を添付してください。（組織概要及び体制等が記載された資料。自社パンフレットでも可能。）

⑥業務実施スケジュール（任意様式）・・・・・・・・・・ 6部（正本1部、写し5部）

⑦企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・ 6部（正本1部、写し5部）

提案書の詳細な記載内容は、別紙「三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託提案書記載事項」のとおりとします。

(5) 選定のための評価基準

審査にあたっては、次の点を重視して総合的に評価することとします。（配点100点）

①財政的基盤、知識・経験、社会的信用及び情報セキュリティへの取組（配点15点）

地方自治法施行令第157条の2に規定する要件を具備しているか、当該要件に関して優れた体制になっているか等の観点により以下の点について評価することとします。

- ・ 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っているか。また、累積欠損がなく、かつ経営状態が良好であるか。
- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者が十分に確保されているか、また、コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されているか。加えて、過去3年間に、他の自治体での類似の契約実績（現在、契約中のものも含みます。）がある場合、加点の対象とします。
- ・ 情報セキュリティ及び個人情報保護への対応はなされているか。

②県民の利便性等（配点30点）

- ・利用者目線に立って、利用しやすい環境を提供できるか。
- ・三重県電子申請・届出システムと支払情報について最新の情報を保ち、返金サービス等が円滑に実施できる場合は、加点の対象とします。

③県への収納金の払込等のサービス（配点30点）

- ・三重県財務会計・予算編成支援システムとの接続等の準備について、無理のない適切なスケジュールとなっているか。
- ・三重県電子申請・届出システムと迅速かつ適切なデータ連携が行えるようになっているか。
- ・マニュアル等が整備され、トラブルに対応できる体制となっているか。

④経済性（配点25点）

- ・見積総額が低廉であるか。

（6）審査の実施

①第1次審査（書面審査）の実施

- ・実施日：令和5年6月29日（木）（予定）
なお、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

- ・提出された企画提案書の審査を行うため、以下のとおり提案書によるプレゼンテーションを実施します。
- ・プレゼンテーションにおける説明は、上記（4）で提出した企画提案資料により行うものとします。
- ・実施日：令和5年7月5日（水）
- ・実施場所：三重県津市広明町13番地 三重県庁内
プレゼンテーションの実施日時・場所等については、第2次審査対象者全ての者に令和5年7月3日（月）12時00分までに電子メール又は電話にて連絡します。

（7）審査の結果

①第1次審査（書面審査）

審査結果は、5者を決定した後、提案した全ての者に対して速やかに通知します。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、第2次審査対象者の全ての者に対して速やかに通知します。

6 質疑応答

（1）質問の受付期間

入札公告の翌日から令和5年6月1日（木）17時00分まで

(2) 質問の方法

持参またはファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出するものとします(様式任意)。なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

また、ファクシミリまたは電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話にて着信の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続的な事項に限るものとします。

(4) 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和5年6月5日（月）17時00分までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

7 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が各1部必要になります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」

(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し。
(発行手数料は有料)

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し。(発行手数料は無料)

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県出納局出納総務課において示します。

(2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又

は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と類似の契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約は、出納局出納総務課において行います。

9 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返却しません。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 応募書類等に記載された個人情報については、委託の目的以外の目的で使用することはありません。

(5) 提出いただいた応募書類等については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

11 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 出納局 出納総務課 出納・資金班 水谷

電話番号：059-224-2781

FAX 番号：059-224-2784

E-mail：suito@pref.mie.lg.jp